

4. 用語説明

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|----------------|--|
| あ | 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。 |
| | 印西市次世代育成支援行動計画 | 平成15年に成立した次世代育成支援対策推進法第8条に基づく、地域の子育て支援等の計画。「印西市次世代育成支援行動計画」は平成26年度で計画期間満了となり、平成27年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「印西市子ども・子育て支援事業計画」に継承された。 |
| | 印西市総合計画 | 印西市におけるまちづくりの基本となる計画であり、本計画の上位計画に位置付けられる。現在の計画は、平成32年度を目標年度とし、「ひとまち自然笑顔が輝くいんざい」を将来都市像として掲げている。 |
| | 印西市保健センター | 市内には、中央保健センター、本埜保健センター、高花保健センター、印旛保健センターの4か所が設置されている。子どもの健康や発育、育児などの相談や支援、各種事業を行っている。 |
| か | （施設の）確認 | 特定教育・保育施設または地域型保育事業を実施する場合には、県や市町村の認可を受け、さらにその事業者を市町村が確認することにより、子ども・子育て支援制度の給付を受けることができる。 |
| | 家庭的保育 | 家庭的な雰囲気のもとで、小人数（1人～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施するもの。 |
| | 居宅訪問型保育 | 住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本とし、きめ細やかな保育を実施するもの。 |
| | 子育て支援センター | 乳幼児及び保護者の相互交流の場。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う施設。 |
| | 子ども虐待防止対策協議会 | 虐待の防止と早期発見及びその適切な保護や支援を図るために、情報交換や支援に関する協議、関係機関等との連携を行う。 |
| | 子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援法第77条に位置付けられた会議。特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること等を審議する。 |
| | 子ども・子育て支援法 | すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付を創設し、また、これに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等を定めた法律。平成24年に成立。 |
| | 子ども発達センター | 印西市保健福祉センター内に設置されており、成長や発達に心配がある子どもの相談、指導、療育（通園）等を行っている。 |

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|------------------|--|
| さ | 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。 |
| | 支給認定 | 特定教育・保育施設または地域型保育事業を利用する場合に、子どもの年齢や保育の必要性の有無などにより、3つの区分（1号～3号）の認定を受ける。 |
| | 事業所内保育 | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所その他さまざまなスペースで、数人～数10人程度で実施するもの。施設によって、従業員以外の地域の子どもを受け入れる地域枠もある。 |
| | 施設型給付 | 認定こども園・幼稚園・保育園の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。 |
| | 市町村子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法第61条に基づく事業計画。国が示す基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた市町村計画。 |
| | 児童館 | 児童福祉法第40条に規定する施設。地域において子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。 |
| | 児童福祉法 | 昭和22年に成立した児童福祉の総合的かつ根本的な法律。この法律で、『すべての国民は、子どもが心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない、さらに、すべての子どもは等しくその生活を保障され、愛護されなければならない』と規定している。 |
| | 児童養護施設 | 児童福祉法に基づく施設。保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持つ施設。 |
| | 小規模保育 | 比較的小規模（6人～19人まで）で、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で、きめ細やかな保育を実施するもの。 |
| た | 地域型保育給付 | 小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。 |
| | 地域型保育事業 | 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設（7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、さまざまな場所で展開される事業。市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる。 |
| | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 |
| | 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。 |
| | 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業をいう。 |

【追加資料 1】

| 行 | 用語 | 説明 |
|---|--------|---|
| な | 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。 |
| | 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も担う特定教育・保育施設。これまで、保護者の就労状況により保育園を退所せざるを得なかった子どもが、認定こども園では、同じ施設で継続的に教育・保育を受けることが可能になる。 |
| は | 保育園 | 就学前の子どもで2号認定または3号認定を受けて通園する特定教育・保育施設。 |
| や | 幼稚園 | 3歳以上就学前の子どもで1号認定を受けて通園する特定教育・保育施設。特定教育・保育施設の確認を受けない幼稚園もある。 |